

設計者・施工者の皆様へ

2025年4月1日から 木造戸建て住宅の 使用制限が変わります

木造戸建住宅を建築する場合の建築確認手続きが見直されます。審査省略制度（いわゆる「4号特例」）の範囲が縮小され、**改正後の新2号建築物は使用制限が適用**されます。

原則検査済証が交付されるまでは建築物を使用できません。

改正前	改正後
<p>4号建築物 建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物</p>  <p>木造 2階建て 木造 平屋建て等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域等内に建築する際には建築確認・検査が必要 ・審査省略制度の対象 	<p>新2号建築物 改正法第6条第1項第2号に該当する建築物</p>  <p>木造 2階建て 木造平屋建て (延べ面積 200㎡超)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての地域で建築確認・検査(大規模な修繕・模様替を含む)が必要 ・審査省略制度の対象外
	<p>新3号建築物 改正法第6条第1項第3号に該当する建築物</p>  <p>木造平屋建て (延べ面積200㎡以下)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域等内に建築する際に、建築確認・検査が必要 ・審査省略制度の対象

使用制限あり